

## 丸亀市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第12項の規定により、財政援助団体等監査の結果に関する報告に基づき団体が講じた措置について通知があったので、同項後段の規定によりその内容を公表する。

平成28年6月29日

丸亀市監査委員 三谷英昭  
同 片山圭之

- 1 措置を講じた部局  
公益財団法人丸亀市体育協会  
ふれ愛の町みなみをつくる会  
郡家校区地域づくり推進協議会
- 2 監査実施日及び監査の種類  
平成27年8月21日から平成27年9月16日まで  
財政援助団体監査（公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む）
- 3 監査の結果に関する報告の提出日  
平成28年3月23日
- 4 措置通知年月日  
平成28年6月6日付け
- 5 指摘事項及び講じた措置の内容  
別紙のとおり

## 平成27年度財政援助団体等監査の結果に関する報告に対する講じた措置の内容について

### 1. 公益財団法人丸亀市体育協会

#### (1) 改善すべき事項

| 区 分           | 監査の結果   | 講じた措置及び対応状況  |
|---------------|---|--|
| 指定管理委託料に関する事項 | 指定管理施設において、つり銭用の小口現金を保管しているが、月毎に会計責任者の現金確認を受けること。   | 毎月1回担当者が管理施設別に確認し、「歳計現金別途保管金の保管状況報告書」を提出・保管するように改めました。 |
|               | 未収金で決算書に記載されていないものがあつたので、全て決算書に記載すること。  | 次回決算書より点検・確認のうえ、すべてをもれなく記載します。                         |
|               | 経理規程において、契約の種類や金額に応じた契約方法等の基準が定められておらず、統一した運用が図られていない。契約の公平性や透明性を確保するために経理規程を整備すること。  | 丸亀市ほか関係機関・団体等の経理規程等を調査研究し、改正に向けて調整します。                 |
| 補助金に関する事項     | 育成補助金の各加盟団体への補助については、体育・スポーツ振興補助金交付要綱が定められているが、別途各要項等があり申請・報告方法等に齟齬がある。また、要綱では補助決定・確定の通知をするとあるが実際はされていないので、運用に合った要綱等を検討し整備すること。 | 現状の運営にあつた要綱等を再検討し、次年度から改正整備します。                        |

## (2) 検討すべき事項(意見)

| 区 分           | 監査の結果  | 講じた措置及び対応状況               |
|---------------|--|---------------------------|
| 指定管理委託料に関する事項 | 経理規程において、その他固定資産の範囲を「耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が20万円以上の資産」と規定しているが、国税庁や日本体育協会では10万円以上とされていることから、範囲の見直しを検討していただきたい。 | 経理規程を10万円以上に改正する方向で調整します。 |

## 2. ふれ愛の町みなみをつくる会

### (1)改善すべき事項

| 区 分        | 監査の結果   | 講じた措置及び対応状況  |
|------------|---|--|
| 補助金に関する事項  | <p>年度初めにコミュニティ会計から各部会の会計に予算全額を支出する場合は、年度末に各部会の会計を精算し、残額がある場合はコミュニティ会計に返納すること。</p>   | <p>今後は、年度末に残額がある部会は、コミュニティ会計へ返納処理します。</p>  |
|            | <p>収支決算書で、事業費の総務部と自主防災会の決算額は予算額を超えている。補正等については役員会で決められているようだが、会計処理規則第 15 条及び第 17 条の規定に基づき予算の流用及び補正の手続きを行い、その過程を書面で残すこと。</p>           | <p>26 年度は総務部で 20 周年事業、自主防災会で 2 年に 1 回の地区自主防災訓練の実施により、予算を超えた。今後は予算の流用及び補正については、会計処理規則に基づいて処理し、その過程を書面で残します。</p> |
| 指定管理に関する事項 | <p>コピー代、冷暖房料、部屋代は、2 ヶ月に一度の入金となっているが、会計規則第 20 条では、「金銭を収納したときは、これを直ちに支出に充てることなく 3 日以内に金融機関に預け入れしなければならない。」と規定されているので、規定に則った処理をすること。</p> | <p>今後は会計処理規則に沿った処理をします。</p>  |
|            | <p>雇用している職員に対しては、労働安全衛生法に基づく一般健康診断を実施すること。</p>  | <p>次年度から、労働安全衛生法に基づき一般健康診断を実施します。</p>  |
|            | <p>コミュニティセンターは特定防火対象物となっており、年 2 回以上避難訓練を実施すること。</p>   | <p>次年度から年 2 回以上の避難訓練を実施します。</p>  |

### 3. 郡家校区地域づくり推進協議会

#### (1)改善すべき事項

| 区 分           | 監査の結果   | 講じた措置及び対応状況  |
|---------------|---|--|
| 補助金に関する事項     | <p>予算流用はあるがその手続きがなされていないとの事だったが、会計処理規則第 14 条の規定に基づき予算の流用の手続きを行い、その過程を書面で残すこと。</p> | <p>今後は予算流用がある場合には、その手続きを行ない、その過程を書面で残すようにいたします。</p>  |
| 指定管理委託料に関する事項 | <p>施設関係業務委託契約書で、紛失等したものがあつた。紛失等したものは、新たな契約書を作成し、保存書類についての保管管理の基準を定めること。</p>       | <p>施設関係業務委託契約書で、紛失等したものは、新たに契約書を作成いたします。保存書類の保管管理については、「郡家校区地域づくり推進協議会会計処理規程」の内容を改めて遵守するよういたします。</p> |
|               | <p>雇用通知書は契約更新毎に通知することとなっているので、雇用内容を確認し通知すること。また、労働安全衛生法に基づく一般健康診断を実施すること。</p>     | <p>雇用通知書については、契約更新時に作成し雇用内容を明確にしたうえで、通知いたします。一般健康診断についても実施いたします。</p>                                 |
|               | <p>コミュニティセンターは特定防火対象物となっており、年 2 回以上避難訓練を実施すること。</p>                               | <p>年 2 回以上の避難訓練について企画・実施いたします。</p>   |